

(平成22年3月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から同年3月まで
私が20歳になったとき、母が婦人会役員を通じて国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をすべて納付しているにもかかわらず、申立期間のみ保険料納付済期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の保険料を納付したとする申立人の両親は、申立期間の国民年金保険料が納付済みとなっている。

また、A市区町村が保管する国民年金被保険者カード及び被保険者台帳管理簿によれば、申立人は、昭和60年4月20日に国民年金被保険者資格取得届を提出し、同年4月27日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、当該時点において申立期間は現年度納付が可能な期間である上、A市区町村が保管する「昭和59年度国民年金印紙検認票」によれば、申立人の両親に係る60年2月分及び同年3月分の国民年金保険料は、同年4月30日に領収されていることを踏まえると、申立人の母親が両親の保険料と一緒に納付してくれたとする申立人の主張に不自然さは見られない。

さらに、申立期間直後の昭和60年度保険料に係る申立人と申立人の両親の納付年月日はすべて一致している上、納期限内に納付されていることも確認できることから、申立期間の保険料のみ納付されていないのは不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月から54年3月まで

私は、昭和51年1月27日付けで国民年金に任意加入し、54年4月に厚生年金保険に加入するまで、国民年金保険料をすべて納付した。

しかし、年金記録によると、申立期間における保険料が未納とされており、納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間直前の昭和51年1月から53年6月までの期間について、国民年金に任意加入し保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時の1か月当たりの国民年金保険料額は、2,000円から3,000円くらいであった。」と供述しているところ、当該金額は、当時の実際の国民年金保険料額2,730円とおおむね一致する。

さらに、申立期間前と比べて申立期間に係る申立人の生活状況等に大きな変化は認められず、国民年金保険料の納付を妨げるような事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島厚生年金 事案344

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和34年6月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年6月24日から同年7月1日まで

私は、昭和24年5月21日から46年12月31日までの期間においてA社に継続して勤務していたが、同社D工場から同社C支社へ転勤した際の厚生年金保険加入記録が1か月分（昭和34年6月分）抜け落ちている。事務手続の誤りと思われるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍証明書及び申立内容から判断すると、申立人が昭和24年5月21日から46年12月31日までの期間においてA社に継続して勤務し（昭和34年6月24日に同社D工場から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年7月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は控除したと思われる。また、これまで多数の従業員について、厚生年金保険の被保険者に係る手続を誤っていたことがあり、申立人についても、申立期間に係

る年金記録が漏れているのは、当社の厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出ミスが原因と考えられる。」としていることから、事業主が昭和34年7月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年5月10日から40年2月26日まで
② 昭和40年4月5日から41年4月1日まで

社会保険事務所（当時）に対し、厚生年金保険被保険者期間の照会をしたところ、申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答があった。

私は、脱退手当金の支給申請を行っておらず、受領もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年5か月後の昭和43年8月24日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人が、その当時、脱退手当金を請求する意思を有していたものとも考え難い。

さらに、申立事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されていない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月から55年3月まで
昭和55年に県外の専門学校を修了しA市区町村（現在は、B市区町村）の実家に戻ってきたころ、亡くなった母親から、「（私の）国民年金保険料の請求がきているので納付しておくから」と言われた。
私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれたはずであるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る住民票や申立人の供述等から、申立人が昭和55年3月5日付けでC市区町村からA市区町村へ転入したものと推認されるどころ、被保険者台帳管理簿等において、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、A市区町村で61年11月以降に行われたものと推認でき、この時点では、特例納付実施期間ではないため、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できず、A市区町村及び前住所地のC市区町村において、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の保険料の納付等を行ったとする申立人の母親は既に死亡しており、当時の事情を聴取することができないことなどから、申立期間に係る保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の申立期間に係る保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から平成9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から平成9年3月まで
昭和58年に転入手続のためA市区町村役場を訪れた際、夫が、担当窓口で夫婦二人分の国民年金の手続をした。
その後、申立期間については、自宅や職場に来てくれたA市区町村の集金人のB氏を通じて、毎月、夫婦二人分の保険料を納付した。
申立期間について、調査の上、納付済期間として記録訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「A市区町村の集金人のB氏を通じて、毎月、夫婦二人分の保険料を納付した。また、同市区町村では、1回のみ免除申請の手続を行った。」と主張しているが、オンライン記録等において、当初、申請免除期間であった申立期間のうちの昭和63年2月及び同年3月の保険料が平成10年2月13日付けで追納されるまで、申立期間については、すべて未納又は申請免除期間として取り扱われており、計9回（合計105月）の免除申請手続が行われた記録が確認できる。

また、申立期間の保険料を一緒に納付したとする申立人の夫も、申立期間はすべて未納または申請免除となっており、申立人の記録ともほぼ一致している。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が記憶する集金人がA市区町村保険年金推進員として勤務していたことは確認できるが、申立期間のうち、平成元年11月以前の期間については同市区町村に勤務しておらず、A市区町村によれば、「保険年金推進員については、年度により担当地区も変更されるため、申立てのように、同一地区を長期間担当するこ

とは無かった。」と回答している上、同集金人へ照会したが、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを裏付ける供述も得られないなど、申立人の申立期間に係る保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案494

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から49年12月まで
昭和52年ごろ、役場職員から「国民年金保険料が未納となっているので納付するように」との連絡があり、未納期間があることを知った。
当時、納税組合長を務めていた夫が、未納となっている夫婦二人分の保険料をまとめて役場に納付したと記憶しており、未納期間があることには納得できないので調査の上、納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年ごろ、申立期間の保険料を一括して納付したと主張しているところ、国民年金被保険者台帳及びA市区町村（現在は、B市区町村）が保管する国民年金被保険者名簿を見ると、同年2月18日に49年10月から51年2月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認できる。

しかしながら、当該時点は特例納付の実施期間ではないことから、申立期間の大半は時効により納付できない期間であり、当該時点で納付したと推認できる昭和49年10月から同年12月までの期間の保険料については、時効により納付できない期間であるとして、52年3月14日に還付されていることから、同年2月18日において過年度納付が可能な期間について納付したと考えるのが自然であり、申立人は、当該納付の記憶に基づき、申立期間分の国民年金保険料も納付したと誤認している可能性が高い。

また、申立人と共に国民年金保険料を納付したとする夫も、申立期間は未納である上、申立期間直後の昭和50年1月から51年2月までの期間における納付行動が夫婦で異なっているなど、申立期間の夫婦二人分の保険料をまとめて納付したとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は既に死亡していることから、保険料の納付状況等について供述を得ることはできない上、申立人の夫が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案346

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月27日から42年4月18日まで
社会保険事務所(当時)に対し、厚生年金保険被保険者期間の照会をしたところ、申立期間について、昭和42年8月17日に脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答があった。

私は、脱退手当金の支給申請を行っておらず、受領もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年12月1日から26年2月1日まで
昭和25年12月1日にA社に入社し、同社が26年5月にB社へ再編成された後も継続して勤務し、平成5年3月31日に定年退職した。
A社に、昭和25年12月1日から勤務していたことは間違いないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿において、A社は昭和26年5月1日に解散し、同日に設立されたB社へと再編成され、事業が引き継がれていることが確認できるところ、申立人が所持するB社発行の人事手帳及び申立人の雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社へ照会したところ、「申立人の申立事業所における採用日及び配属先等が把握できる資料は保管されているが、申立期間当時の人事記録や給与台帳は保管されていないことから、当時の社員の厚生年金保険の取扱い等を確認することができない。」と回答しており、申立人が申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料は得られない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びB社が保管する資料から、申立期間を含む昭和24年及び25年当時に申立事業所に在籍していることが確認できる者について調査したところ、申立人を除く10人のうち、24年4月以前に採用された5人については採用日と同日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できるが、25年1月以降に採用された5人については、i) うち1人は、採用日から約6か月経過した後に厚生年金保険の資格を取得していること、ii) ほかに4人は、申立人同様、25年12月1日付

けで採用され、2か月経過した後の26年2月1日付けで厚生年金保険の資格を取得していること、iii) 5人のうち2人は、「入社後、しばらくして厚生年金保険に加入したと思う。」と供述していることから判断すると、当時、事業主は、必ずしも社員のすべてを入社もしくは採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間を含む昭和25年5月1日から26年2月1日までの期間において厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に、申立人の氏名等はない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年6月25日から45年4月27日まで
② 昭和46年1月10日から50年12月31日まで
③ 昭和50年8月12日から同年9月19日まで
④ 昭和53年7月19日から同年8月15日まで

申立期間①については、A氏所有の「B」で、申立期間②については、A氏所有の「C丸」で、申立期間③については、D氏所有の「E丸」で、申立期間④については、F氏所有の「G丸」でそれぞれ機関長として勤務していたにもかかわらず、すべての申立期間が船員保険に未加入とされているので、調査の上、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された船員手帳の記録から、申立人が申立期間①において、「B丸」に雇入れされていたことは確認できる。

しかしながら、船舶所有者別被保険者名簿によると、当該船舶（船舶所有者は、A氏）は昭和43年3月10日に船員保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、申立期間①については船員保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当該船舶所有者に文書にて照会したが回答を得ることができず、申立期間①に当該船舶所有者が、申立人に係る船員保険加入の届出及び船員保険料の控除を行ったか否かは確認できない。

さらに、申立人に係る国民年金の加入記録を確認したところ、申立期間①のうち、昭和43年6月から同年9月までの期間については同年10月4日に国民年金保険料を現年度納付していること及び44年4月から45年3月までの期間については申請により納付を免除されていることが確認できる。

2 申立期間②について、申立人が所持する船員手帳には「C丸」における雇入れの記録は記載されていない上、船員保険事業所原簿によると、「C丸」（船舶所有者は、A氏）が船員保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該船舶所有者に文書にて照会したが回答を得ることができず、申立期間②に当該船舶所有者が、申立人に係る船員保険加入の届出及び船員保険料の控除を行ったか否かは確認できない。

さらに、船員保険被保険者名簿から、昭和49年2月から同年8月までの期間及び50年4月から同年7月までの期間については、申立ての船舶とは別の船舶においてそれぞれ船員保険の被保険者としての記録があることが確認できる。

加えて、申立人が所持する船員手帳から、昭和49年9月11日から同年12月26日までの期間について失業保険金の支給記録が確認できることから判断すると、当該期間については申立内容に不自然な点がある。

3 申立期間③について、申立人から提出された船員手帳の記録から、申立人が申立期間③において、「E丸」に雇入れされていたことは確認できる。

しかしながら、船舶所有者別被保険者名簿によると、当該船舶（船舶所有者は、D氏）は昭和48年7月30日に船員保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、申立期間③については船員保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当該船舶所有者に文書にて照会したが回答を得ることができず、申立期間③に当該船舶所有者が、申立人に係る船員保険加入の届出及び船員保険料の控除を行ったか否かは確認できない。

さらに、申立期間③は申立期間②と重複して申し立てられており、申立内容に不自然な点がある。

4 申立期間④について、申立人から提出された船員手帳の記録から、申立人が申立期間④において、「G丸」に雇入れされていたことは確認できる。

しかしながら、G丸（船舶所有者は、F氏）に係る船員保険被保険者名簿によると、昭和50年10月1日から54年6月5日までの期間において船員保険の資格を取得している者の中に申立人の氏名は無い。

また、当該船舶所有者に文書にて照会したが回答を得ることができず、申立期間④に当該船舶所有者が、申立人に係る船員保険加入の届出及び船員保険料の控除を行ったか否かは確認できない。

さらに、G丸に係る船員保険被保険者名簿に登載された全被保険者6人のうち、連絡先が確認できた3人に文書にて照会したところ、一人から回答が得られたが、申立人については覚えていないとしている。

なお、回答が得られた被保険者と同じ期間（昭和54年3月26日から同年6月4日までの期間）にG丸に乗り込んでいたとする二人については、

G丸に係る船員保険被保険者名簿において氏名を確認することはできない。

- 5 このほか、申立人が、すべての申立期間に係る船員保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い上、関連資料及び周辺事情も見当たらない。
- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、すべての申立期間に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月から同年6月まで

厚生年金保険の被保険者記録のある昭和32年3月から同年6月までの期間及び34年2月から同年6月までの期間と同じように申立期間についてもA社に勤務していた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する雑給者に係る工賃等の支払関係帳簿及び厚生年金保険料預かり金関係帳簿から、昭和31年12月から32年6月までの期間及び33年8月から34年5月までの期間において、申立人が申立事業所に勤務していたことは確認できるが、申立期間における勤務は確認できない。

また、申立人を記憶する同僚は、「申立人の勤務期間については分からない。」と回答している上、申立事業所は、「申立期間に係る申立人に対する工賃等の支払は無く、厚生年金保険料を控除していたか否かは不明である。」と回答していることなど、申立人の申立期間における勤務や厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られない。

さらに、申立事業所の取締役総務部長は、「雑給者は正社員でなく日々雇い入れられる者であったことから、基本的には厚生年金保険への加入は無いが、一定期間勤めた者について厚生年金保険に加入させることもあった。」と供述しているところ、i) 雑給者に係る工賃等の支払関係帳簿に氏名が登載されているが、厚生年金保険料預かり金関係帳簿には氏名が登載されていない雑給者が確認できること、ii) 厚生年金保険料預かり金関係帳簿に登載されている雑給者の氏名と申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に登載されている被保険者の氏名が一致することなど

から判断すると、当時、事業主は、必ずしも申立人と同様の職種にあった者全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、申立人の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。